## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は末尾添附の弁護人原田勇同窪田澈提出の控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

論旨第二について。

なお所論は職業安定法第六十三条第二号の募集とは相手方に売淫を為けべきことの認識を与える要があると〈要旨〉主張する。しかし同条同号の募集というのも同法第五条に定義されているとおり労働者を雇用しようとする者〈/要旨〉が自ら又は他人をして労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することを云い、従つて同法第六十三条第二号も公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務につかせる目的で労働者の募集を為せば同条同号違反とすべく、被用者となろうとする者の認識の如何を問うものではなく、まして被告人が被用者となろうとする者に売淫を為すべきことの認識を与えることを要するものではない。原判決がこの見解と同趣旨で被用者となろうとする者の認識を問わず原判示所為に職業安定法第六十三条第二号を適用したのは正当である。

それ故原判決には所論のような事実誤認もなければ法律適用の誤があるともいえないから論旨はいずれも理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)